

◇大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市国際戦略総合特別区域において法人市民税等の課税の特例の適用を受けるために必要な事業計画の認定申請の期間を延長することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(経済戦略局立地交流推進部立地推進担当)